

蓮田市高齢者福祉計画2024・ 第9期介護保険事業計画

(令和6年度～令和8年度)

— 概要版 —

高齢者が健康で
安心して暮らせるまちづくり



令和6年3月
蓮田市



蓮田市マスコットキャラクター
『はすぴい』

計画の策定にあたって



計画策定の背景

蓮田市では、高齢者の保健福祉に関する施策を総合的に推進するための法定計画として、蓮田市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を第8期まで策定してきました。

今後も「高齢者が健康で安心して暮らせるまちづくり」の実現をめざし、令和6年度から令和8年度を計画期間とする「蓮田市高齢者福祉計画2024・第9期介護保険事業計画（以下「第9期計画」という。）」を策定します。

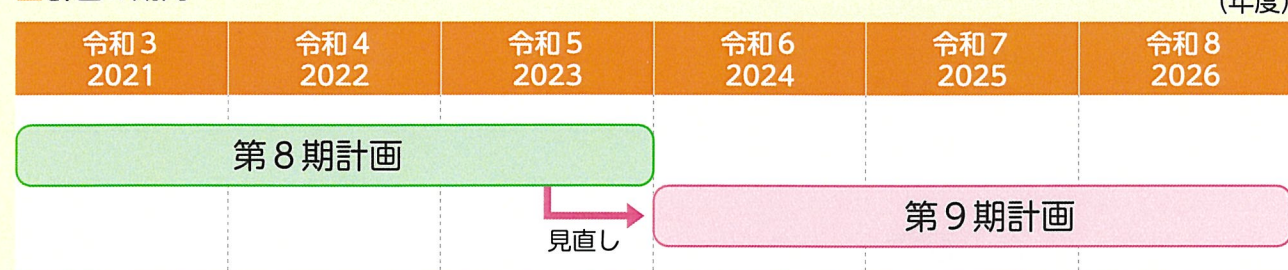


計画の位置づけ

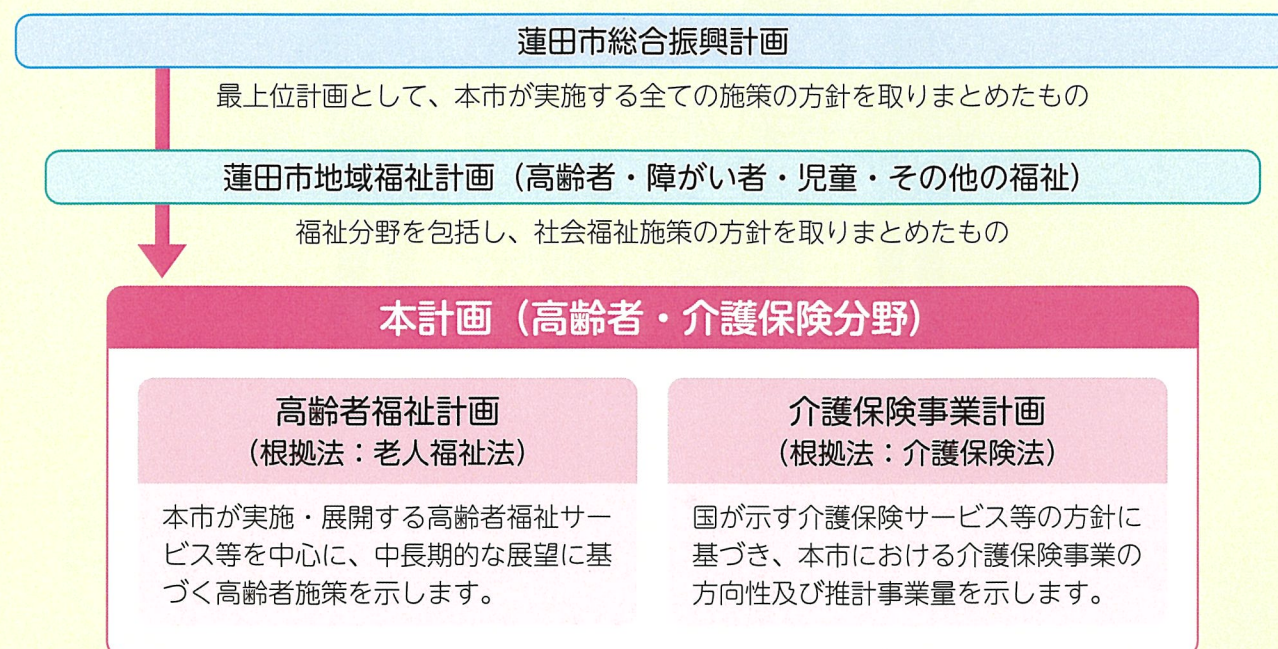
「高齢者福祉計画」は、老人福祉法第20条の8第1項の規定による市町村老人福祉計画であり、本市における高齢者福祉施策に関する基本的な事項を定める計画です。

また、「介護保険事業計画」は、介護保険法第117条第1項の規定による市町村介護保険事業計画であり、本市の介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施等に関する基本的な事項を定める計画で、両計画を一体的に策定します。

計画の期間



他計画との関係図



高齢者数・要介護認定者数の見通し

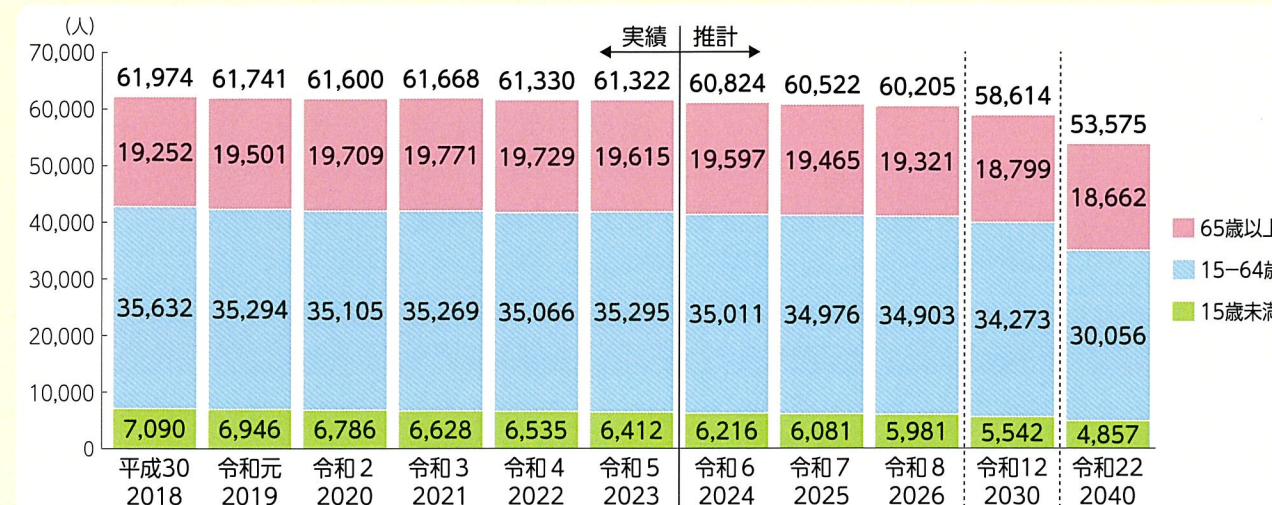


人口の状況

平成30年から令和5年にかけて、総人口は61,974人から61,322人へと減少しています。高齢者の人口は令和3年をピークに増加し、その後減少傾向となりますが、高齢化率は上昇傾向の中で32%台を推移しています。

令和22年には、総人口53,575人、高齢化率34.8%となるが見込まれます。

年齢区分別人口



資料：平成30年～令和5年は住民基本台帳人口、令和6年以降は推計値（各年10月1日現在）
※本計画の人口ビジョンは、「見える化」システムを用いて、より現実的な数字を捉えているため、蓮田市総合振興計画の将来人口とは一致していません。

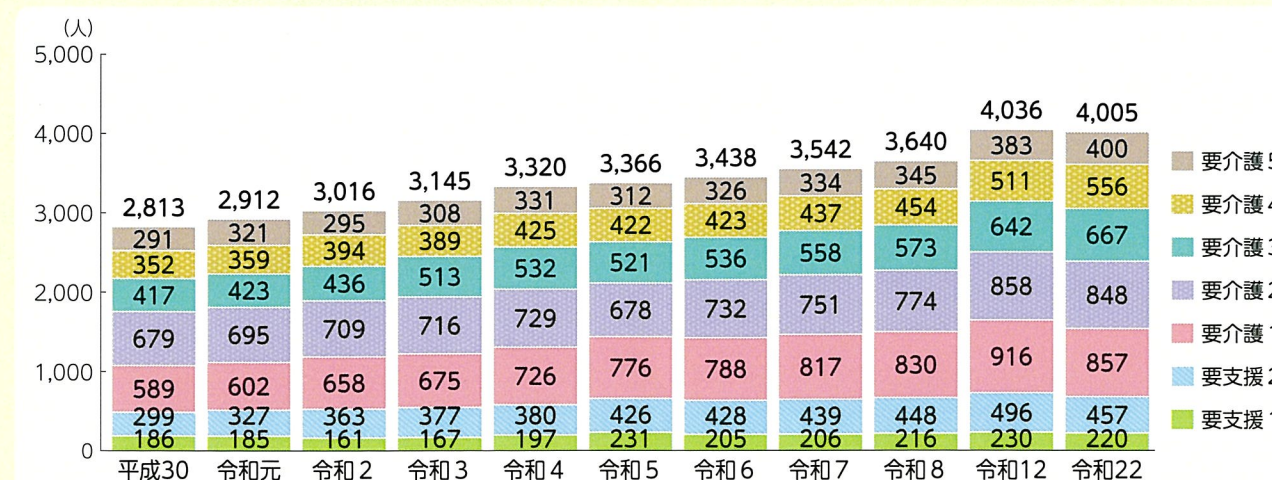


要支援・要介護認定者の状況

要支援・要介護認定者数は増加傾向にあり、平成30年から令和4年にかけて、2,813人から3,320人へと507人増加しています。

計画期間最終年の令和8年には、3,640人へと継続的な増加が見込まれます。

要支援・要介護認定者数の推移・推計



※第2号被保険者を含む
資料：平成30年～令和4年（実績）は、厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報、令和5年以降（推計）は、厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システムより（各年9月末日現在）

計画の基本理念

本市では、計画の策定に際しては引き続き、第5次総合振興計画で掲げる基本政策を踏まえるとともに、第8期計画の基本理念を継承し、高齢者が住み慣れた地域で、地域住民同士の絆や支え合い・助け合いの精神のもとで、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりの実現をめざします。

高齢者が健康で 安心して暮らせるまちづくり



計画の基本目標



地域包括ケアシステムの深化・推進

団塊の世代が全員75歳以上となる2025年、さらにその先の2040年にかけて、85歳以上の人口が急増するとともに、高齢者単独世帯や夫婦のみ世帯の増加が見込まれます。

また、2040年に向けて生産年齢人口が急減し、介護人材不足の深刻化が予測されています。限りある資源で増大する医療・介護ニーズを支えていくため、サービス提供体制の最適化を図る視点が重要です。

介護が必要となっても、できる限り住み慣れた地域で、自分らしく暮らし続けられるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援及び社会参加などが、各地域の実情に応じて包括的に確保される地域づくりに向けて、「地域包括ケアシステム」の深化・推進が求められます。



基本目標

基本理念の実現に向けて、次の3つの基本目標に沿って、施策・事業の展開を図ります。

基本目標1 社会参加・生きがいづくり

高齢者が生きがいや活力を実感し、意欲・能力をいかして活躍できるよう、高齢者の多様なニーズに応え、生涯学習や趣味、地域活動等を促進し、就労等の支援も含め、高齢者の社会参加機会の充実を図ります。

また、加齢による身体機能の低下を防ぐための「健康づくり」として、介護予防事業と保健事業の連携強化を図るとともに、要介護度の重度化を防止し、元気高齢者の増加、健康寿命の延伸、エイジレス社会の実現をめざします。

施策1 就労支援・人材活用の推進

施策2 健康づくり・生きがい活動の推進

基本目標2 地域福祉・地域づくり

高齢者が住み慣れた地域で安心した生活を営むことができるよう、地域共生の理念に基づく地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。

高齢者自身が自分に最も適した支援・サービスを自ら選択し、自立した生活を営むことができるよう、生活支援サービスの充実を図ります。

また、成年後見制度を必要とする高齢者に対して、制度の周知や手続きの支援を進めます。

さらに、災害や感染症対策、防犯・交通安全対策を推進し、地域の支え合いの仕組みづくりを進め、高齢者が安心して暮らせる環境づくりに努めます。

施策1 福祉教育の推進

施策2 生活支援の推進

施策3 高齢者の見守り・安全確保の推進

施策4 高齢者の権利擁護の推進

基本目標3 資源整備・環境づくり

高齢者の日常生活の支援に向けて、法制度に基づく支援施策の充実とともに、ボランティア団体等との連携協働を推進します。

また、自立した生活を送るために、住まいの確保や外出支援、安心・安全な環境づくりに努めます。

さらには、気軽に安心して外出できるよう、市内公共施設、道路等をバリアフリー化するなど、地域の社会資源の整備と環境づくりを推進します。

施策1 ボランティア体制の整備

施策2 老人福祉施設の充実

施策3 外出支援の推進

施策4 福祉のまちづくりの推進

日常生活圏域と地域包括支援センター

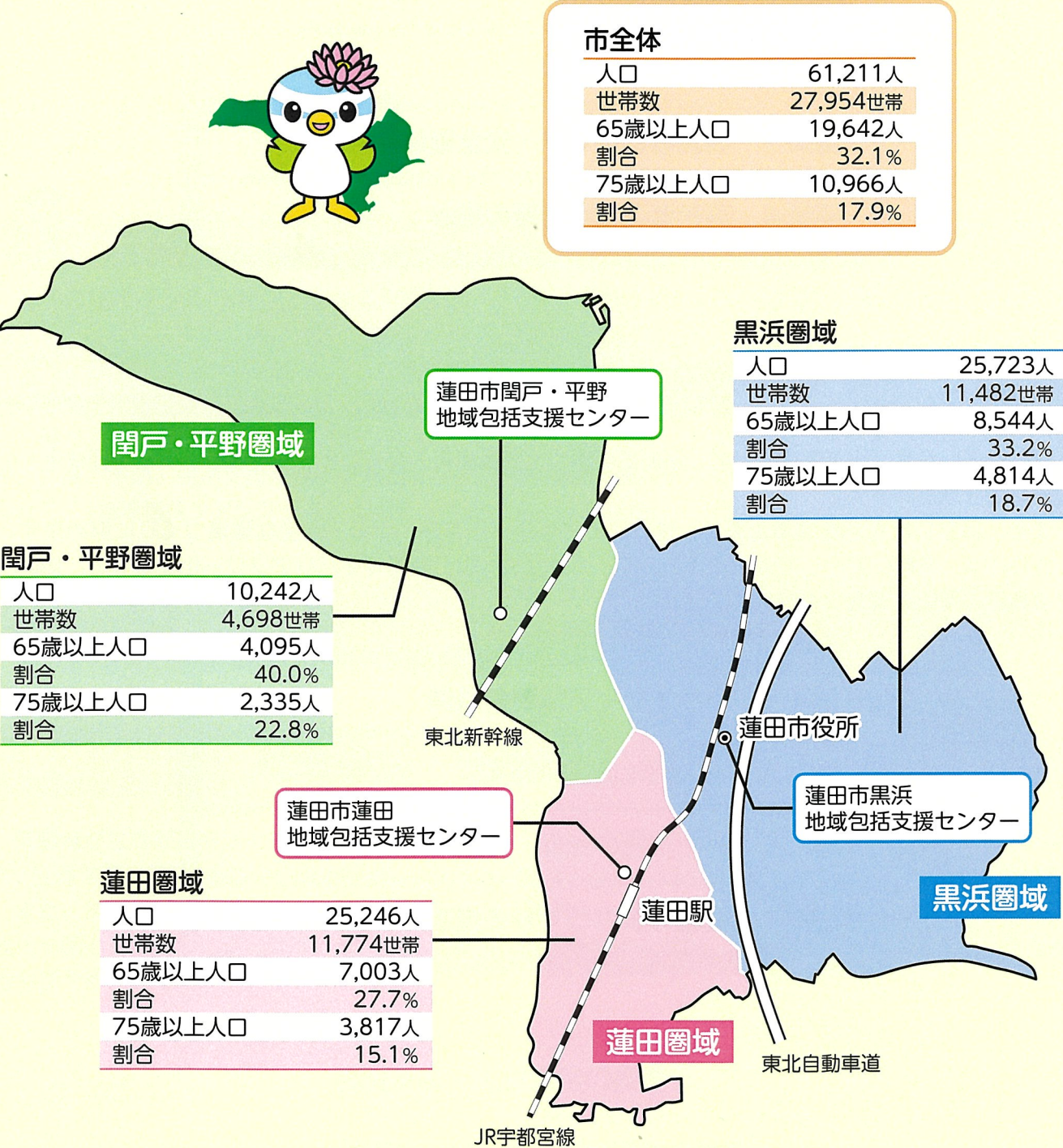


日常生活圏域の設定

日常生活圏域の設定方法は、地理的条件や人口規模、交通事情、介護保険施設の整備状況などの諸条件を勘案して決定します。

そして、その圏域ごとに、「地域包括支援センター」を基盤とした地域密着型サービスなどを整備し、そのサービスの見込量を設定する必要があります。

本市では、地域性や諸条件に基づき、本計画期間においても第8期計画から引き続き、市内を「蓮田圏域」、「黒浜圏域」、「閏戸・平野圏域」の3つの日常生活圏域に区分することとします。



資料：蓮田市 町（丁）字別年齢別人口表（令和5年1月1日現在）



地域包括支援センターについて

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で、尊厳のあるその人らしい生活を継続できるよう、関係機関及び地域と連携して必要な支援を行う総合相談機関です。

保健師・主任介護支援専門員・社会福祉士等を配置し、包括的支援事業を実施しながら地域包括ケアシステムの推進を図ります。

包括的支援事業

（1）地域包括支援センターの運営

総合的な相談支援・権利擁護事業
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業
地域ケア会議 等



（2）在宅医療・介護連携の推進

（3）認知症施策の推進

（4）生活支援体制整備事業



市内を3圏域に分けて、地域包括支援センターを3か所設置し、それぞれの圏域の特性に応じて高齢者の相談等に応じることのできる体制を構築しています。

■ お近くの地域包括支援センター

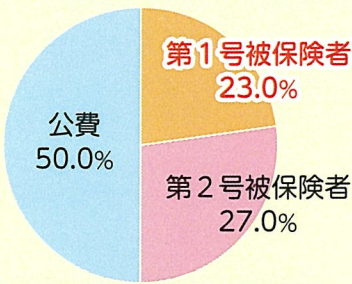
名称	連絡先	担当地域
蓮田市蓮田地域包括支援センター	本町6-1 (蓮田駅西口行政センター内) 764-5115	綾瀬、御前橋、上、末広、関山、蓮田、東、本町、馬込、見沼町、山ノ内
蓮田市黒浜地域包括支援センター	黒浜2799番地1 (市役所在宅医療介護課内) 768-3111 (内線198、199)	江ヶ崎、川島、黒浜、桜台、笹山、城、椿山、西新宿、西城、藤ノ木、緑町、南新宿
蓮田市閏戸・平野地域包括支援センター	閏戸1885 (特別養護老人ホーム「吾亦紅」内) 766-0022	井沼、閏戸、貝塚、上平野、駒崎、高虫、根金

第1号被保険者(65歳以上の方)の保険料

高齢者の増加に伴う介護給付費の増加等により保険料水準の上昇が見込まれる中、所得段階の弾力化や介護保険給付費準備基金の活用等により保険料上昇の抑制に努め、本市における第9期の介護保険料を次のとおり設定します。

介護保険制度は第1号被保険者及び第2号被保険者の保険料と公費（国・埼玉県・蓮田市）を財源に運営されています。

■介護保険サービスの財源構成



■所得段階及び保険料率

段階区分	対象者			保険料率	保険料額		
	市民税課税状況		所得等		月額	年額	
	世帯	本人					
第1段階			生活保護受給者		0.285	1,668円	20,000円
	非課税	非課税	老齢福祉年金受給者				
	非課税	非課税	課税年金収入額と 合計所得金額の合計	80万円以下			
第2段階	非課税	非課税		80万円超 120万円以下	0.435	2,545円	30,500円
第3段階	非課税	非課税		120万円超	0.685	4,008円	48,000円
第4段階	課税	非課税		80万円以下	0.850	4,973円	59,600円
第5段階	課税	非課税		80万円超	1.000	5,850円	70,200円
第6段階		課税	合計所得金額	120万円未満	1.150	6,728円	80,700円
第7段階		課税		120万円以上 210万円未満	1.300	7,605円	91,200円
第8段階		課税		210万円以上 320万円未満	1.500	8,775円	105,300円
第9段階		課税		320万円以上 420万円未満	1.700	9,945円	119,300円
第10段階		課税		420万円以上 520万円未満	1.900	11,115円	133,300円
第11段階		課税		520万円以上 620万円未満	2.100	12,285円	147,400円
第12段階		課税		620万円以上 720万円未満	2.300	13,455円	161,400円
第13段階		課税		720万円以上 820万円未満	2.400	14,040円	168,400円
第14段階		課税		820万円以上	2.500	14,625円	175,500円

※第1段階～第3段階は、低所得者軽減として公費が投入された後の料率及び金額です。

蓮田市高齢者福祉計画2024・第9期介護保険事業計画【概要版】

発行日 令和6年3月 発行 蓮田市
編集 蓮田市健康福祉部長寿支援課 〒349-0193 埼玉県蓮田市大字黒浜2799-1
TEL 048-768-3111 (代表) FAX 048-769-0684